

令和元年度第1回 和歌山県子どもを虐待から守る審議会 議事概要

日時：令和2年1月16日（木）14：00～

場所：和歌山県民文化会館 特別会議室B

	小峰子ども未来課長 挨拶
事務局	新任委員紹介
会長	議題1について説明する。 本審議会では、和歌山県社会的養育推進計画（以下「計画」という。）策定に向けて審議を行う。計画の肝は、子供の権利をどう守るか、施設の小規模化・多機能化をどう実現するかであり、幅広い視点で審議を進める必要がある。 よって、本審議会委員に加え、和歌山県母子生活支援施設協議会 会長 児玉弘様、児童福祉施設連絡協議会 会長 林龍太郎様、和歌山乳児院 院長 森下宣明様に、計画策定にかかる特別委員として就任いただきたいと考えている。 この提案は、「和歌山県子どもを虐待から守る条例」第26条に基づき、会長が審議会に諮るものだが、いかがか。
委員	異議なし。
会長	承認されましたので、3名の方については特別委員に就任いただく。各委員、一言ずつお願いしたい。
委員	挨拶
会長	ありがとうございました。 では、議題2について審議を進めたい。最初に事務局から、資料②及び資料③について説明いただきたい。そこで一旦質疑応答の時間を取り、次に、資料④について事務局から説明いただきたい。それでは、事務局から資料②、③について説明願う。
事務局	資料②、③について説明
会長	質問はございませんか。なければ、県計画について事務局から説明いただく。ただし、項目が多岐に渡るため、里親委託率を含めた社会的養育に関する事、子供の権利擁護に関する事、その他のこと、の3つに分けて意見をいただきたい。では、事務局から資料④について説明願います。
事務局	資料④について説明
会長	先ほど説明したとおり、まずは資料④（4）から（7）について、代替養育必要数や里親委託推進の取組、施設の小規模化等に関する意見をいただきたい。

委員 里親委託率には障害児施設入所児童も含まれているのか。

事務局 里親委託率を計算する場合、分母は児童養護施設＋乳児院＋里親＋ファミリーホーム、分子は里親＋ファミリーホームとすることになっている。障害児施設入所児童を含んで計算することにはなっていない状況である。

会長 障害児入所施設等について今後どう進めていくのかは、今まさに厚生労働省で検討会が開催されているところである。そちらの方で今後の方向性が出されると思うので、今回の計画については障害児施設を除いた形というのが厚生労働省の計画策定方針になっている。

委員 障害児は、乳児院にも、児童養護施設にもいる。障害児入所施設に入所している児童が計画の対象にならないということで、障害児全般が計画の対象にならないとは受け取らないでいただきたい。

会長 もちろん、その通りである。他にありませんか。

委員 すでに計画を策定した自治体では、国の策定方針に従って里親委託率の目標値を出した自治体と、各自治体の現状を反映して目標値を出したところがある。しかし、目標値の低い自治体に対しては、厚生労働省から個別に指導が入っていると聞いているので、和歌山県がもし低い目標値を設定するようだと指導が入ると思う。

会長 わかりました。今の点も含めて、里親委託率をどのくらいに設定するかを検討していくことになるので、皆様からは積極的に意見をいただきたい。

委員 里親委託率を上げるためには、もっと里親の数を増やさないと難しい。社会的養護を必要とする子供の70%を里親の家で養育することは本当に大変なことであり、やみくもに里親委託を進めても親子関係が不調に終わることもある。

色々な事情を抱えた子供に対応するための研修会をやっていただき、里親が子供をしっかり育てられる基礎づくりが必要である。

委員 養子縁組以外は、基本的に家庭復帰を目標にしていくと思う。児童は実親との関係再構築のため、面会や外出、外泊をしていくのだが、実親との連絡調整を嫌がる里親も多い。実親と直接会って面会もさせている里親は、ごく一部である。

しかし、児童相談所が実親と里親の間に入って連絡調整し、面会のための送迎をするには限界があるわけです。里親委託数を増やしていくと、そういう業務は児童家庭支援センターや里親支援機関、市町村が引き受けていかないと、上手くいかななくなってくる。

また、日本の文化として、他人に子供を育ててもらうことに抵抗感がある人が多いので、児童相談所が実親に里親委託についての承諾を得るにも大変さがある。そこで、里親委託となっても子供と面会はできますよ、里親にも話を聞けますよとな

れば、里親委託は増えていくと思う。

委員 児童家庭支援センターは県内に1か所だが、県は増やすことを考えているのか。

事務局 資料④の4ページに記載しているとおおり、児童家庭支援センター設置に向けた取組について検討していくところです。

ご指摘の通り、現時点では県内1か所のみですが、紀南地方等、相談機関が少ない圏域を上手くカバーできるように設置数を増やしていく方向で考えたい。

会長 各委員のご指摘の通り、里親委託を進めるにあたり、支援をする体制が整わなければ、無理に数値目標を掲げても難しい。児童相談所だけではとても無理なので、今以上にフォスタリング業務を手厚くする必要である。

私から一点確認したい。委員から提出された資料に各都道府県等の里親委託率が載っているが、新潟市が50%と突出している。他にも委託率が3割、4割を超えているところもあり、何か特別な取組をされているのか。事務局以外でも、情報をお持ちの委員は情報提供をお願いしたい。

委員 福岡市や大分県は、数年前に比べると里親委託率がすごく上がっている。里親委託を推進する児童相談所職員がすごく頑張ったと聞いている。また、明石市は市長が里親委託率100%を掲げており、ものすごく力を入れている。滋賀県はファミリーホームが多い。新潟県は施設が少ないので、必然的に里親委託が多くなったと聞いている。

しかし、実際、児童相談所職員は様々な業務をしているのでとても忙しく、里親委託が進んでいない。和歌山県の場合、施設、里親、ファミリーホームが連携していかなければならない。

委員 新潟市や大分県などは施設の定員が少なく、里親委託を増やさなければやっていけなかったのも、一生懸命頑張ったということもある。

委員 地域で気になっている事案がある。虐待を受けて県外から逃げてきた子供を善意で預かっている人がいるのだが、里親になることを勧めても、里親にならないと言う。その子供は近々家に帰ると聞いているが、とても心配である。

里親であれば児童相談所を通じて子供を預かるので、家に帰る時も専門家の意見を聞きながらになると思うのだが。

会長 里親委託率が上がっている自治体は、児童相談所やフォスタリング機関が熱心にやっているのと同時に、各市町村が一般市民向けに里親に関する広報啓発を行っている聞いたことがある。里親委託率をどう設定するか考える中で、併せて、フォスタリング業務をする機関をどう充実させていくか、計画に盛り込む必要があると考える。他にご意見ございませんか。

委員 福岡市にある「子どもの村」の活用はいかがですか。ファミリーホームみたいな形式で、複数の家族が暮らしているようである。利用率が高く、支援する方々も多くいるそうです。以前視察に行かせてもらったが、よいシステムだと思う。

会長 次に、児童養護施設等の小規模化・多機能化について、意見はありますか。

委員 県下で児童養護施設は 8 か所あるが、小規模化の方向で進めている。私どもの施設でも、今年度 4 月から分園が 2 つになり、国の方向性を踏まえ、10 年後には分園の定員を 4 人となるように考えている。また、高機能化・多機能化として、早くから看護師を配置し、さらに心理職も増員している。対応が難しい子供達が多いので、医療的ケアも含めて手厚く対応が必要だと考えている。

委員 乳児院は県内 1 か所なので、地域分散化していくと本体施設が維持できず、子供達をきちんとケアしていくのが難しいと考えている。児童相談所が一時保護した児童で、約 3 分の 1 の子供が施設入所や里親委託になる。どうしても家に帰れない子供については、特に乳幼児だが、積極的に里親委託を進めてかなければならない。しかし、保護者の同意を得ることが難しい現状がある。

それと、産前産後母子支援事業というのがあり、親子を支援していく様な体制を作っていきたいと思っている。母子生活支援施設は母子を総合的に支援している施設であり、市町村との連携も必要であるが、いかがか。

委員 私どもの施設は、母子と一緒に生活する施設である。最近はDVを理由とする入所が増えているが、DVについては児童相談所や市町村、関係機関等と連携しながら進めていかないといけない。

例えば、里親委託についても、再び母子と一緒に暮らせることを目標に進めていくことになると思うが、母子生活支援施設を活用すれば一緒に暮らせるということであれば支援していきたい。そのための方策を考えていくつもりである。

会長 ありがとうございます。

里親委託率について最終的にどうするのか、という問題がある。それと、民法改正により特別養子縁組の申立が 15 歳未満まで可能となりましたので、特別養子縁組についても力を入れなさいというのが国の方針だと思うが。特別養子縁組について、県の取組はいかがか。

事務局 子供に永続性のある関係を作ることが第一優先となってきますので、特別養子縁組を選択肢の一番に考えていくことになる。

児童相談所に確認したところ、法改正後にすぐに申立対象となる児童はいないと聞いているが、今まで特別養子縁組の対象にならなかった児童もその対象になるということは念頭に置きながら支援していく。

会長 特別養子縁組については、法改正前は親権者が最終的に同意を撤回すれば手続き

が難しい状況であった。法改正により、親権者の同意・不同意について先に裁判所で決めることになったので、後で同意を撤回できなくなった。制度が変わったという啓発も大事であると思うので、計画の中に盛り込んで頂きたいと考えている。

時間の都合で次の項目に移ります。子供の権利擁護について、一時保護所の改革について、何かご意見ございますか。

委員

和歌山県では今から16年ほど前に「子どもの権利ノート」を作成し、児童に配布していると思うが、今でもそれを使っているのか。改訂が必要であると考えますが、いかがか。

事務局

「子どもの権利ノート」は平成14年に作成した物であり、必要な部分を修正しつつ、児童相談所が施設入所や里親委託となる子供に配布している。

改訂については検討しているところなので、できるだけ早く実現していきたい。

委員

計画策定にあたり、社会的養護経験者から意見を聞くように示されているが、県はどのようにするのか。必要であれば、里親委託経験者を推薦することもできる。

委員

昨年末に県から、施設退所者にアンケート調査するための対象者数について問合せが来たが、アンケート調査をする予定なのか。

会長

資料④の1ページに、計画策定にあたっては、当事者である児童の意見を反映することと記載があります。この点について、事務局から説明願います。

事務局

すでにアンケート内容については案を作成しており、現在は各施設に確認した退所者数をまとめているところである。

会長

計画の素案が出る段階では、何らかの形で子供の意見を吸い上げたものになっているということか。

事務局

次回審議会までにはアンケートを実施し、取りまとめたいと考えている。

会長

実際に施設出身の方で、個別にヒアリング出来る方はいるのか。

委員

アンケートであれば、書き方が分からない子供も多く、回収率が下がると思う。それであれば、実際にヒアリング調査をしてもらった方が、子供達は答えやすいと思う。

会長

ヒアリングを受けてくれる子供は施設で紹介していただけるのか。

委員

それぞれの施設で紹介できる児童はいると思う。書くことが苦手な子供が多いので、直接聞いてあげて欲しい。

事務局

ヒアリング調査について、前向きに検討します。

会長

国や自治体の審議会でも当事者が参加されている場合がある。今回の計画策定ではそこまでは無理だとしても、当事者に直接ヒアリングすることが可能であればそうしてもらいたい。

また、私の意見としては、子供の意見を直接吸い上げる仕組みづくりについて計画に盛り込んで欲しいと考えているところ。例えば、一時保護所について、毎月、児童相談所職員ではない外部の弁護士等が訪問し、一時保護所に入所している児童からヒアリングをするのはどうかと考えている。一時保護所の待遇や現状について確認し、子供の権利擁護、子供の意見表明権の確保につなげていく取組である。

実は、岡山県では、岡山県の非常勤弁護士4人が、試験的に月2～3回、一時保護所に行って児童のヒアリングをしているそうです。児童相談所職員が子供に意見を聞くのではなく、外部の弁護士などが意見を聞くということが非常に重要である。手法としては、和歌山弁護士会に業務委託し、弁護士が月1回一時保護所に行って、新規入所した児童からヒアリングするということが考えられる。子供の意見表明権を保障する取組として、まずは県の一時保護所から実施していくことが重要である。

また、児童養護施設等には意見箱を設置しているが、子供らが積極的に意見を出すことは難しいと思われる。苦情解決窓口として第三者委員を定めたりしているが、子供達が自分から相談するのも難しい。そこで、各施設へも県から業務委託を受けた外部の人が定期的に訪問し、子供達から意見を聞き、意見表明権を保障していくことが必要である。定期的に訪問する人は、弁護士や、家本委員がされている「タドルわかやま」のように、子供の人権に詳しい民間団体を活用することが考えられる。そういう制度を県で作ってもらいたいと考えている。

委員

賛成。当施設でも昨年、県の監査があり、児童相談所職員による児童へのヒアリング調査もあった。

子供達は面識のない人にいきなり相談することはないので、定期的に子供達に会いに来てもらって、関係作りをしてもらう必要がある。そうすることで、相談することができると思う。

外部の人が施設に来て、子供の意見を聞いたり、場合によっては職員にヒアリングする仕組みづくりは重要である。

委員

先日、日本子ども虐待防止学会に出席したが、そこで、スコットランドのコミッショナー制度について紹介されていた。まさに、先ほど会長が説明されていた取り組みである。

会長

和歌山県は都道府県で初めて児童相談所に常勤弁護士を配置するなど、先駆的な取組をしている。子供の権利擁護についても、ぜひ全国に先駆けて進めて欲しい。

委員

施設の職員が子供に困り事がないかと聞いても、子供達は答えてくれないことがある。毎月会いに来てくれて、子供達と顔が見える関係になってもらうことで、相

談しようという気持ちになる。

また、「子どもの権利ノート」について、施設入所の時だけ子供に説明しているが、子供の成長に合わせて、何度も伝えることが必要だと思います。

会長

それでは、その他の分野について、ご意見ございませんか。

委員

里親委託率について、3歳未満、3歳以上と区分がありますが、早い段階から家庭的養育を優先することによって、子供と里親との愛着形成を行っていくことに大きな意味合いがある。イギリスやアメリカなどは、早くからしっかりと愛着形成をすることにより、青年期の問題を予防していくという位置づけでやっている。里親委託率のことだけが一人歩きしているような気がするので、子供の発達・発育のために早期から里親委託が求められている、ということを押さえておく必要がある。

そこで、計画策定の際には、「家庭養育原則」と書くだけでは説明が不足していると思うので、その背景、理念、理論、哲学をしっかりと入れていただきたいと考えている。

もう一点、子供の権利擁護についてお話したい。子供が外部の人にどう本心を話すかということであるが、精神科医、小児科医、心理士等のいわゆる専門家が、単純に話を聞くだけでは良くない。理論的な根拠に基づいたインタビュー方式を使い、聞き取りをしていく方が良いと思います。

会長

貴重なご意見、ありがとうございます。とても大事なことであると思いますので、事務局でご検討いただきたい。

委員

私は第三者評価委員をさせてもらっている。児童養護施設や母子生活施設に行かせていただくが、直接、子供やお母さん達に話を聞きにくいこともあったので、外部の人が話を聞く仕組みをつくることは大事だと思う。

委員

和歌山市では1月に子ども家庭総合支援拠点を設置した。市町村は元々、18歳までの子供のあらゆる相談に応じるよう位置付けられているが、さらに虐待の未然防止に力を入れるために、体制を強化したところである。

その中で、里親制度の周知啓発にも力を入れており、県と協力しながらイオン和歌山や市役所での説明会、相談会を実施した。説明会の後、2～3人の方が興味を示してくれていたので、すぐに里親登録には結びつかなくても、まずは住民に里親制度を知ってもらう活動が大事であると感じている。

会長

資料④の16ページに、県の取組の方向性として、中核市が児童相談所設置の意思表示をした際の支援と書いてある。県としては、和歌山市に児童相談所設置に向けた取組を促すのは難しいのか。

事務局

和歌山市では子ども家庭総合支援拠点を立ち上げていただいたところであり、まずはその機能を充実させていただく必要があると考えている。特に在宅での支援を

重点的にやっていただく段階なので、和歌山市の意向にもよるが、現段階で児童相談所の設置を促すと記載するのは難しい。

委員 和歌山市は、平成30年度に庁内連携会議において児童相談所設置について検討しました。結論としては、和歌山市内に県児童相談所があるので、市と県の役割分担を明確にして、市は寄り添い型の支援を強化することとし、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに至った。

会長 わかりました。他にございますか。

事務局 フォスタリング業務について補足いたしますので、資料④の9ページをご覧ください。A型が2か所、B型が6か所と記載している。乳児院や児童養護施設に里親支援専門員を置いた場合にB型として指定可能。A型は和歌山県から業務委託をしており、現在2か所実施している。

各施設の里親支援専門員が里親の相談・支援に応じるとともに、啓発活動も行っている状況である。また、市町村子ども家庭総合支援拠点においても里親に関する支援業務が位置付けられているので、子ども家庭総合支援拠点が県内全市町村に設置された場合、各地域で里親を支える方々が増えるということである。県や市町村、施設、民間団体が連携し、里親のスキルアップ研修を実施する、親子再統合を進めていく等、里親を支援していく方法を検討していきたいと考えている。

委員 各中学校区に複数の里親がいれば、子供達が転校せずに地域で暮らせるのではないかという考えで、目標設定している自治体がある。静岡市では、各小学校区に里親を作るという目標設定しているようである。和歌山県でも、計画の中で里親登録数を考える参考にしてはどうか。

会長 ありがとうございます。今の点もふまえ、素案を考えてもらいたい。

他に意見を出していただく場合は、後日、事務局へ連絡していただきたい。それでは進行を事務局へお返しします。

事務局 本日はありがとうございました。以上をもちまして審議会を閉会いたします。